

徳島市SDGs未来都市実現協議会設置要綱

(名称)

第1条 この組織の名称は、徳島市SDGs未来都市実現協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、徳島市SDGs未来都市に関する各種事業の総合調整や、徳島市のSDGs達成に向けた活動に対する助言等を行い、徳島市SDGs未来都市の着実な実現を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) SDGs未来都市の実現に向けた取組の進捗状況を踏まえた推進方策への意見に関すること
- (2) 本市におけるSDGsの取組に係る関係機関及び関係団体との情報交換及び連絡調整に関すること
- (3) 本市におけるSDGsの普及・啓発に関すること
- (4) その他本市におけるSDGsの推進に必要な事項に関すること

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 本市におけるSDGsの達成に向けた、環境、経済、社会の三側面のいずれかに関する取り組みを行っている関係機関及び関係団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (2) SDGsに関する識見を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、委員の中から互選する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、協議会の事務を統括する。

2 会長は以下の権限のもと仕事を遂行する。

(1) 徳島市SDGs未来都市計画に盛り込まれた事業に関する助言

(2) 徳島市SDGs未来都市計画の策定及び改定に関する意見

3 会長は、前項の仕事を遂行するため、必要に応じて協議会の会議を開催し、委員の意見を聞くものとする。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第8条 協議会には、必要に応じて部会を置くことができる。

(会議)

第9条 協議会の会議は会長が召集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(関係者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第11条 協議会の事務は、徳島市企画政策部SDGs推進室において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月4日から施行する。